

## 試験における不正行為者の処罰に関する規程

平成 27 年 12 月 17 日制定  
平成 29 年 12 月 18 日改正

この規程は、大妻女子大学学生懲戒規程（平成 27 年 7 月 7 日制定 以下「懲戒規程」という）第 17 条に基づき、試験における不正行為が発生した際、迅速に対応することを目的として定める。

- 1 試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
  - ① 筆記試験
    - (1) 他人に受験を代理させる行為、及び他人の受験を代理する行為
    - (2) 他人の答案を見る行為、及び何らかの方法で他人の答案を知る行為
    - (3) 他人に答案を見せる行為、及び何らかの方法で他人に答案を教示する行為
    - (4) 他人と答案を交換する行為
    - (5) 持ち込みが許可されていない資料および電子機器類等を利用する行為
    - (6) 持ち込みが許可された資料および電子機器類等を貸借等する行為
    - (7) 所持品、衣服、身体、机または壁等へ書き込みをする行為、及びその書き込みを利用して答案を作成する行為
    - (8) その他試験監督者の指示に従わない行為、及び公正な試験の実施を阻害すると認められた行為
  - ② 論文・レポート・作品等の提出
    - (1) 他人に代筆等させた論文・レポート・作品等を提出する行為
    - (2) 他人の論文・レポート・作品等を代筆等する行為
    - (3) 実験や調査結果のデータを捏造又は改ざんする行為
    - (4) 他人の論文・レポート・作品等を盗用する行為
    - (5) その他授業担当者が不正だと判断した行為
- 2 試験のうち定期試験における不正行為については以下の処罰を行う。
  - ① 当該学期の定期試験の全試験科目を無効とする。
  - ② 不正行為者に対しては、懲戒規程第 7 条に基づいて、自宅謹慎を命じ、懲戒規程第 5 条第 1 項第 1 号の訓告とする。
  - ③ 副学長（学生担当）が当該不正行為を特に悪質なものと判断した場合、懲戒規程第 8 条に基づく調査委員会による調査を行い、必要に応じて更に厳重な懲戒処分を実施する。
  - ④ 懲戒規程第 10 条第 2 項に基づいて、父母又は保証人に、不正行為及び懲戒処分の事実を通知するとともに、学内にその旨を公示する。
- 3 定期試験以外の試験における不正行為については以下のとおりとする。
  - ① 授業担当教員が当該試験を定期試験に準ずると判断する場合は、当該科目を無効とし、前項①～④を適用する。
  - ② 授業担当教員が当該試験を定期試験に準ずると判断しない、あるいは判断できない場合は、当該科目のみを無効とし、懲戒の対象とはせず、懲戒規程第 6 条に基づいて厳重注意とする。
- 4 細部については、内規で定める。
- 5 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て大学教育推進機構委員会において定める。

### 内規

- (1) 試験とは、補講・試験期間（追・再試験期間を含む。）中又は授業期間中に実施する筆記試験及び当該試験に代えて課される論文・レポート・作品等の提出を指す。
- (2) 定期試験とは、補講・試験期間中に実施する試験（論文・レポート・作品等の提出を含む。）を指す。ただし、補講・試験期間中に補講を実施し、同時間内に試験（論文・

レポート・作品等の提出を含む。) も行う場合は、定期試験以外の試験として取り扱う。

- (3) 集中講義については、定期試験以外の試験として取り扱う。
- (4) 無効となった科目の単位は、当該学期においては認定しない。
- (5) 自宅謹慎は、父母又は保証人の同居する自宅において行う。
- (6) 自宅謹慎の日数については、不正行為が発覚した日から1週間とする。
- (7) 学内の公示は、その不正行為の事実と懲戒処分のみとする。
- (8) 不正行為の事実調査は教育支援グループが行い、処罰に関する規程の第2項①～④の処罰を行う場合は、学生支援グループを通じて副学長（学生担当）に報告する。
- (9) 学生への訓告は、副学長（学生担当）からの依頼により、当該学生が所属する学部の学部長から与えることができる。

附 則

この規程は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。